

令和6年12月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 2 件、スチームアイロン 1 件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵） 1 件、
電気こんろ 1 件、パネルヒーター（飼育用） 1 件、除雪機（歩行型） 1 件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用） 1 件、エアコン（室外機） 1 件、
電気掃除機（充電式、スティック型） 1 件、電気給湯機（ヒートポンプ式） 1 件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用） 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起

(管理番号：A202400943)

①事件事象について

使用者（90 歳代）が除雪機（歩行型）を使用しようとしたところ、転倒し、臀部を負傷しました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された 2007 年（平成 19 年）5 月以降、報告のあった除雪機の事故については、39 件の死亡事故及び 19 件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・ 安全な服装や装備をする。
- ・ 障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・ 安全機能が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・ 除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・ 特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子どもが被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁、経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）は、合同で 2024 年（令和 6 年）11 月 26 日に除雪機の事故についての注意喚起を行っており、消費者安全調査委員会は、2019 年（令和元年）5 月 31 日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

また、独立行政法人国民生活センターにおいても、2021 年（令和 3 年）11 月 30 日、「除雪機使用時は周りの安全を確認！」を公表して注意喚起を行っています。

さらに、一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004 年（平成 16 年）4 月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁、経済産業省、N I T E 合同注意喚起

「除雪機の事故」を招く 5 つの NG 行動～安全機能の無効化は絶対やめて～
(2024 年 11 月 26 日公表)

消費者庁ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_079/

経済産業省ウェブサイト：https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2024josetsuki.pdf

N I T E ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs241126.html>

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書
(2019 年 5 月 31 日公表)

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○独立行政法人国民生活センター

「除雪機使用時は周りの安全を確認！」(2021 年 11 月 30 日公表)

ウェブサイト：https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen410.html

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) ティ・アール・エイ株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について
(管理番号：A202400944)

①事象について

ティ・アール・エイ株式会社（法人番号：5120001084736）が輸入したリチウム電池内蔵充電器を充電中、当該製品から発火する火災が発生し、1名が軽傷を負いました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、バッテリー本体を充電中に発火する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）6月15日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

③対象製品：商品名、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	型番	販売期間	対象台数
cheero Flat 10000mAh	4589481021231 4589481021217 4589481021224 4589481021200	CHE-112	2019年12月15日 ～ 2021年8月23日	39,300

2023年（令和5年）6月15日からリコール（回収・返金）を実施

回収率：9.6%（2024年12月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2019年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	2 1	火災 火災・軽傷	2021年度	2	火災
2023年度	4	火災	2020年度	0	—
2022年度	5	火災	2019年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202400944）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ティ・アール・エイ株式会社 受付窓口

電話番号：0120(083)703

受付時間：9時～12時、13時～17時

(土・日・祝日・事業者指定休日を除く。)

ウェブサイト：<https://cheero.shop/blogs/information/flat>

<https://cheero.net/flat-support>

※WEB専用窓口からお申し込みいただけます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：江藤、山田、遠藤

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400944	令和6年12月14日	令和6年12月17日	リチウム電池内蔵充電器	CHE-112(推定)	ティ・アール・エイ株式会社 (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、当該製品から発火する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	令和5年6月15日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:9.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400937	令和6年11月10日	令和6年12月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和6年12月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月6日
A202400938	令和6年11月5日	令和6年12月16日	スチームアイロン	火災	当該製品の電源を入れた状態でその場を離れたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月11日
A202400939	令和6年10月18日	令和6年12月16日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年11月14日に消費者安全法の重大事故等(イヤホン(コードレス式))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202400940	令和6年9月12日	令和6年12月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	令和6年10月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月9日
A202400941	令和6年12月3日	令和6年12月17日	電気こんろ	火災	当該製品の上に可燃物を置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202400942	令和6年4月27日	令和6年12月17日	パネルヒーター(飼育用)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和6年5月30日に消費者安全法の重大事故等(電気ストーブ(パネルヒーター))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月9日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400943	令和6年12月7日	令和6年12月17日	除雪機(歩行型)	重傷1名	使用者(90歳代)が当該製品を使用しようとしたところ、転倒し、臀部を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福島県	製造から20年以上経過した製品 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202400945	令和6年10月6日	令和6年12月17日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	倉庫で当該製品を保管中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月6日
A202400946	令和6年12月7日	令和6年12月17日	エアコン(室外機)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から10年以上経過した製品
A202400947	令和6年12月4日	令和6年12月18日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品のバッテリーを工具で取り外そうとしたところ、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400948	令和6年12月9日	令和6年12月18日	電気給湯機(ヒートポンプ式)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400949	令和6年11月15日	令和6年12月18日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月16日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし